

「JNLA登録の一般要求事項（第19版）」の改正及び「JNLA認定の一般要求事項（第1版）」の制定要旨

平成29年8月9日

認定センター 製品認定課

1. 改正等理由

1.1 JNLA 登録の一般要求事項の改正

ISO/IEC 17011 及び ISO/IEC 17025 の改正に伴い、JNLA を、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（以下「JNLA 登録」という。）及び JNLA 登録に加え ILAC 及び APLAC の相互承認取決の要求事項（現行版の国際 MRA 対応認定試験事業者に関する事項に相当）を同時に満たす JNLA 認定プログラム（以下「JNLA 認定」という。）の、それぞれ別の認定プログラムとして運営することとするとともに一般要求事項も別に規定することとしたため。

1.2 JNLA 認定の一般要求事項の制定

JNLA 認定運営開始に伴い、その一般要求事項を制定する必要性が生じたため。

2. 主な改正等内容

2.1 JNLA 登録の一般要求事項

- ◆ JNLA 登録の一般要求事項から国際 MRA 対応認定試験事業者に関する規定を削除。

2.2 JNLA 認定の一般要求事項

- ◆ JNLA 登録の一般要求事項を基礎とし、用語を整理しつつ、ILAC 及び APLAC の相互承認取決の要求事項を含む内容とし制定。

3. 適用年月日

平成 29 年 10 月 1 日からの適用開始を予定。

なお、ISO/IEC 17025:2017 の発行日を平成 29 年 10 月 1 日と予定しているが、この発行日の変更に伴って適用開始日を変更するものとする。

以上